

「先導的大学改革推進委託事業」契約書

支出負担行為担当官 文部科学省高等教育局長 ○ ○ ○ ○ (以下、「甲」という。)
と受託者 ○ ○ ○ ○ (以下、「乙」という。) は、「先導的大学改革推進委託事業」
(以下「委託業務」という。) について次のとおり契約を締結するものとする。

(委託業務名等)

第1条 甲は乙に対し、次のとおり業務の実施を委託する。

- (1) 事業名 先導的大学改革推進委託事業 (テーマ名)
- (2) 委託業務の内容及び経費 「業務計画書」のとおり
- (3) 委託契約期間
平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日

(委託業務の実施)

第2条 乙は、「業務計画書」に記載されたところに従って委託業務を行うものとする。

なお、当該計画が変更されたときも同様とする。

- 2 乙は、委託業務の実施に際しては甲が定めた「先導的大学改革推進委託事業」実施要領を遵守して行うものとする。

(委託費の額)

第3条 甲は、乙に対し、○○○円 (うち、消費税及び地方消費税額○○○円) の範囲内において委託業務の実施に要する費用 (以下「委託費」という。) を負担するものとし、経費の配分は「業務計画書」に沿うものとする。

- 2 乙は、委託費を「業務計画書」に記載された経費の区分に従って使用するものとし、当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法 (昭和22年法律第35号) 第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第100条の3第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(第三者損害賠償)

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたとき

は、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第7条 乙は、この委託契約の全部を再委託してはならない。

- 2 乙は、この委託契約の一部を第三者に再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、「業務計画書」に再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(帳簿記載等)

第8条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにするため、その経理についての帳簿を備え、支出額を費目別に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了した日から5年間保管するものとする。

(中間報告)

第9条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(計画の変更等)

第10条 乙は、第33条に規定する場合を除き、「業務計画書」に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとする場合に、次の各号に該当する場合は、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 「業務計画書」の「I 委託業務の内容」に関する変更（ただし、業務の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。）

(2) 「業務計画書」の「II 委託業務 経費予定額」に関する変更で、費目と費目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの費目の額が3割（その費目の3割に当たる額が50万円未満の場合は50万円）を超えて増減する場合

なお、甲は、承認をするときは条件を附することができる。

- 2 「業務計画書」の「II 委託業務 経費予定額」に関する変更で、同じ費目内の種別と種別の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの種別の額が3割（その種別の3

割に当たる額が50万円未満の場合は50万円)を超えて増減する場合は、事前に甲に連絡し、甲の了承を得るものとする。

(業務の廃止等)

第11条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務廃止報告)

第12条 乙は、前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務廃止報告書を作成し、廃止の承認の日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了届の提出)

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了届を作成し、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了報告)

第14条 乙は、前条に規定する完了届を提出したときは、委託業務完了報告書を作成し、完了の日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(調査)

第15条 第12条又は前条の規定に基づき乙から委託業務廃止報告書又は委託業務完了報告書の提出を受けたときは、甲は、必要に応じ職員を派遣し、委託業務が契約の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

2 甲は、前項に規定する場合のほか委託業務の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ又は甲の職員に当該委託業務に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができる。

3 乙は、前2項の調査に協力するものとする。

(額の確定)

第16条 甲は、第12条又は第14条に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対し通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に対して充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第17条 甲は、第16条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

る。

- 2 委託費の支払いは、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 4 乙は、委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、支払計画書を甲に提出するものとし、甲は、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議が整った際は、第1項の規定にかかわらず、第3条第1項に規定する額の全部又は一部を概算払することができる。
- 5 前項による甲が認めた概算払の支払は、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

- 第18条 乙は、前条第4項によって既に支払いを受けた委託費が、第16条第1項の額を超えるときは、甲の指示に従い、歳入徴収官文部科学省大臣官房会計課長の発行する納入告知書により、その超えた額を甲に返還するものとする。
- 2 乙は、前項の返還、第33条、第34条の規定により甲に委託費を返還、及び第36条の規定により違約金を納付するに際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

(委託業務成果報告)

- 第19条 乙は、委託業務の完了の日又は廃止の承認の日から60日を経過した日又は翌会計年度の5月30日のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書30部及びその電子データを甲に提出するものとする。

(知的財産権の範囲)

- 第20条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83

号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」という。)

(3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの(以下、「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第21条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第23条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第

5条第1項の変更の承認を受けた者を含む)) 又は認定TLO (同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者) に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

第22条 乙は、第21条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物にかかる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の報告)

第23条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第25条第3項に規定する場合を除く。) は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 6 乙は委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

第24条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第21条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第25条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第21条、第22条、第27条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第21条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

- 第26条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第27条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
 - 3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

- 第28条 乙は、第21条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。
- (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - (2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備)

第29条 乙は、この契約の締結後速やかに教職員又は役員（以下「教職員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をす
るに至った行為がその教職員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権
が乙に帰属する旨の契約をその教職員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を
定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を教職員等から乙に承継させる旨の契
約を乙の教職員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これ
らを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第30条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するとき
は、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(資産の管理及び所有権の移転)

第31条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した機械、装置、工具、器具、
什器等の備品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
2 乙は、前項の場合にはその備品には委託業務により取得したものである旨の表示をし
なければならない。
3 乙は、本契約に係る委託業務の最終年度における委託費の額の確定後、甲の指示する
ところにより、備品の所有権を甲又は甲の指示する者に移転するものとする。ただし、
甲は、本契約に係る委託業務の最終年度における委託費の額の確定前においても備品の
所有権を甲又は甲の指示する者に移転させることができる。

(秘密等の保持)

第32条 乙は、委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しな
ければならない。
2 乙は、委託業務によって得た個人情報を第三者に提供、漏洩し、又は業務の範囲を超
えて使用し、複製し、若しくは改変してはならない。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第33条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務を実施するこ
とが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議してこの契約を解除し又は変更するも
のとする。

(契約不履行等)

第34条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除し又は変更し、かつ既に支
払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。
(1) 乙が、契約書に記載された条件に違反したとき
(2) 乙が、この契約の締結にあたり不正の申立てをしたとき

(3) 乙が、委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為をしたとき

(相手方に対する通知発効の時期)

第35条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第36条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙はこの契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第37条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第38条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第39条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第40条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第41条 甲は、第37条、第38条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第37条、第38条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第42条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第43条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文面により甲に遅滞なく通知するものとする。

(委託費支出明細書の提出等)

第44条 乙は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、額の確定の通知後速やかに委託費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開することとし、甲に提出しなければならない。また、乙の主管官庁に対しても提出しなければならない。

(その他の事項)

第45条 乙は、この契約に定める事項の他、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議して解決するものとする。

3 本契約に関する訴は、東京地方裁判所の管轄に属する。

4 委託契約に係る文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて処理するものとする。

上記の契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省高等教育局長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 所在地
名 称
代表者名

印

業務計画書

I 委託業務の内容

1. 事業のテーマ

2. 事業の趣旨

3. 事業の内容等

(1) 具体的内容及び方法

(2) 事業計画

日程	事業の内容

4. 事業の実施体制

5. 事業期間

平成○年○月○日～平成○年○月○日

6. 再委託に関する事項

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を行う理由	

7. 文部科学省との連絡担当者（氏名・職名・電話番号・FAX・e-メール）

氏名	大学等名・職名	大学等所在地・電話番号・FAX・e-メール
〇〇 〇〇	〇〇〇〇・〇〇〇	
(事務担当者)		
〇〇 〇〇	〇〇〇〇・〇〇〇〇	

II 委託業務 経費予定額

(単位：円)

費目	種別	内訳	経費予定額
人件費	会議出席謝金	(例) ○○円×回数×人数	円
	会議講演謝金		円
	会議講師謝金		円
	原稿執筆謝金		円
	○○謝金	(例) ○円×○日×○ヶ月×人数	円
	○○職員給与		円
	人件費付帯経費		円
	小計		円
旅費	国内調査旅費	(例) 東京～○○×回数	円
	外国調査旅費		円
	委員招へい旅費		円
	講師招へい旅費		円
	○○旅費		円
	小計		円
事業活動費	備品費(○○装置)	(例) ○○×○台	円
	機器賃借経費		円
	会議等会場借料		円
	会議費		円
	印刷製本費		円
	消耗品費		円
	資料購入費		円
	雑役務費		円
	通信運搬費		円
	光熱費		円
	○○経費		円
	消費税相当額	人件費(交通費を除く)・諸謝金 ・外国旅費(支度料と国内旅費分を除く)等の合計額の5%	円
	小計		円
再委託費		○○大学	円
		小計	円
	合計		円

(再委託先内訳)

機関名：

(単位：円)

費目	種別	内訳	経費予定額
人件費	会議出席謝金		円
	会議講演謝金		円
	会議講師謝金		円
	原稿執筆謝金		円
	〇〇謝金		円
	〇〇職員給与		円
	人件費付帯経費		円
	小計		円
旅費	国内調査旅費		円
	外国調査旅費		円
	委員招へい旅費		円
	講師招へい旅費		円
	〇〇旅費		円
	小計		円
事業活動費	備品費(〇〇装置)		円
	機器賃借経費		円
	会議等会場借料		円
	会議費		円
	印刷製本費		円
	消耗品費		円
	資料購入費		円
	雑役務費		円
	通信運搬費		円
	光熱費		円
	〇〇経費		円
	消費税相当額	人件費(交通費を除く)・諸謝金 ・外国旅費(支度料と国内旅費 分を除く)等の合計額の5%	円
	小計		円
	合計		円

※上記資料は、各大学等に再委託しようとする場合に作成する。